

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施方法について

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」（平成13年12月27日付け公示）に規定する法令試験に関して、その実施方法を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年2月1日

関東運輸局長 上子 道雄

記

1. 試験制度

(1) 申請後試験

許可等申請をした者を対象として実施する試験。

(2) 申請前試験

許可等申請をしようとする者のうち、地方公共団体から運行を受託する予定である者（受託する可能性がある者を含む。）であって、別添法令試験受験申込書兼許可等申請予定証明書兼法令試験合格証を関東運輸局長あて提出した者を対象として実施する試験。

2. 受験者の資格要件

(1) 申請後試験

申請人本人又は申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する業務を執行する常勤役員1名とする。

(2) 申請前試験

申請をしようとする人本人又は申請をしようとする者が法人である場合は、許可後、申請する事業に専従する業務を執行する常勤役員1名とする。

3. 試験の実施時期等

(1) 許可等申請書又は別添法令試験受験申込書兼許可等申請予定証明書兼法令試験合格証を受理した日以降、適宜実施する。なお、試験の実施予定の日時、場所については、実施予定日の10日までに書面をもって受験者あ

- て原則郵送により通知する。
(2) 再試験にあたっては、(1) に準じて再度通知する。

4. 受験者の確認等

受験者は、上記2.(1)又は(2)に定める受験者であることが確認できる運転免許証等の提示をすること。

5. 出題範囲及び設問形式等

(1) 出題の範囲(以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。)

- ① 道路運送法
- ② 道路運送法施行令
- ③ 道路運送法施行規則
- ④ 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令
- ⑤ 旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑥ 旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑦ 自動車事故報告規則
- ⑧ 道路運送車両法
- ⑨ 道路運送車両法施行規則
- ⑩ その他一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要となる法令等

(2) 設問の方式

○×方式及び語群選択方式とする。

(3) 出題数

30問

(4) 合格基準

出題数の8割以上とする。合格基準に達しない場合には、再試験を実施する。

(5) 試験時間

50分とする。

6. 受験者の試験当日の持ち物

- (1) 自動車六法等(情報通信機器を除く。)の持ち込みを可とする。
- (2) 筆記用具の他、本人であることが確認できる運転免許証、パスポート、個人番号カード等を持参すること。

7. 申請前試験を受験した場合の申請時の法令試験結果の取扱い

法令試験合格証は、合格日の翌日から起算して6か月間有効とし、許可等申請書には有効な法令試験合格証を添付すること。

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に受け付けた申請について適用する。

附 則（平成18年 9月27日一部改正）

1. この改正は、平成18年10月 1日以降に受け付けた申請について適用する。
2. 平成18年 9月30日以前に受け付けた申請については、なお従前の取り扱いによる。

附 則（令和2年 3月 23日一部改正）

1. この改正は、令和2年 4月 1日以降に法令試験受験の申込みを受付けたものから適用する。

附 則（令和3年 9月 3日一部改正）

1. この改正は、令和3年 9月 3日以降に受け付ける申請及び法令試験受験の申込みについて適用する。

附 則（令和6年 3月21日一部改正）

1. この改正は、令和6年 3月21日以降に受け付ける申請及び法令試験受験の申込みについて適用する。

別 添

法令試験受験申込書（一般乗合旅客自動車運送事業：自治体受託用）

関東運輸局長 殿

申込年月日： 年 月 日

私は、 市町村から運行の委託（予定含む）を受け、一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請（運行の態様の追加に係る事業計画変更認可申請）を行う予定であり、の申請者本人又は専従の法人役員として業務に従事しますので、法令試験の受験を申し込みます。また、上記の記載内容は事実であることを宣誓します。

申請予定者名： 生年月日： 年 月 日

住所：

役職・氏名：

試験通知等送付先：〒 -

許可等申請予定証明書

上記の申請予定者は、 市町村から運行を委託（予定含む）して一般乗合旅客自動車運送事業を営むため、関東運輸局長あて経営許可申請（運行の態様の追加に係る事業計画変更認可申請）を行う予定であることを証明します。

市町村 担当部署の長 印 年 月 日

法令試験合格証

上記の者は、 年 月 日関東運輸局が実施した一般乗合旅客自動車運送事業（地域公共交通会議等案件に限る。）の法令試験において合格したことを証します。

なお、本合格証の有効期限は、 年 月 日までとする。

年 月 日

関東運輸局自動車交通部長 印